

## 救急医療情報キットによる安心ネットワーク事業 実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、生活や健康面に不安を抱えながら在宅生活を送る方に対し、救急医療情報キット（以下「情報キット」という。）の配布を通じて、救急時での迅速かつ確な対応につなげるとともに、身近な地域での見守り・支えあい活動を通じた安心づくりの促進と、見守り支援ネットワーク機能の強化を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「当会」という。）とする。

### (協働機関)

第3条 この事業は、名張市及び名張市民生委員児童委員協議会連合会との協働により実施するものとする。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、名張市に居住している者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみの世帯に属する者
- (3) 日中独居となる高齢者
- (4) 心身に障害のある者（手帳の有無問わず）
- (5) その他、救急時の対応に不安がある者

### (申込方法)

第5条 本事業の利用を希望する者は、救急医療情報キットによる安心ネットワーク事業利用申込書（様式第1号。以下「利用申込書」という。）に自ら記入し、当会会長へ提出しなければならない。

2 対象者自ら前項の手続きを行えないときは、本人の同意を得て次の各号のいずれかに該当する者が代行できるものとする。

- (1) 対象者の親族（同別居問わず）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 名張市職員
- (4) 当会職員
- (5) その他、当会会長が認める者

### (情報キット)

第6条 配布する情報キットの内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急医療情報シート（様式第2号）
- (3) 玄関用シール

(4) 冷蔵庫用マグネット

(5) パンフレット

(申込受付窓口)

第7条 申し込みの受付窓口及び情報キットの配布は、当会と各地域のまちの保健室とする。

(情報キットの配布)

第8条 当会会長は、第6条により利用申込書の提出があったときは、書類の内容について確認し、適当と認めるときは、無償で情報キットを配布するものとする。

2 情報キットの配布は、原則1世帯につき1セットとする。ただし、1世帯に複数の利用者がある場合は、救急医療情報シートのみ利用者数分配布するものとする。

3 情報キットを紛失、破損、その他使用することができなくなったときは、利用者の申し出により再配布できるものとする。

(情報キットの管理)

第9条 利用者は、記入した救急医療情報シート及び医療関係情報を記載したものを保管容器に入れて冷蔵庫扉のポケットに入れて管理するものとする。

2 利用者は、玄関用シールステッカーを玄関扉内側上部へ貼るものとする。

3 利用者は、冷蔵庫用マグネットステッカーを冷蔵庫扉上部へ貼るものとする。

4 利用者は、情報キットを第三者に貸与又は譲渡してはならない。

5 情報キットの利用を廃止する場合は、利用を廃止した旨を当会へ速やかに報告し、かつ情報キットを適切に処分すること。

(利用申込情報の第三者提供についての同意)

第10条 利用者は、利用申込書に記載した情報について、第3条の協働機関に情報を提供することに同意するものとする。

(利用者台帳)

第11条 当会は、利用者を救急医療情報キットによる安心ネットワーク事業利用者台帳(様式第3号。以下「利用者台帳」という。)に登録し、第3条の協働機関と共有する。

(情報更新)

第12条 利用者は、救急医療情報シート及び医療関係情報を記載したものに変更があるとき随時情報更新を行うものとする。

2 対象者自ら前項の手続きを行えないときは、本人の同意を得て次の各号のいずれかに該当する者が代行できるものとする。

(1) 利用者の親族(同別居問わず)

(2) 民生委員・児童委員

(3) 名張市職員

(4) 当会職員

(5) その他、当会会長が認める者

3 情報更新の確認は、当会又は協働機関の職員が1年に1回以上、利用者宅を訪問して行うものとする。

(連絡会議)

第13条 当会は、本事業の円滑な実施を図るため、当会及び協働機関をもって構成する「安心ネットワーク事業連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置するものとする。

2 連絡会議に関することは別に定める。

(個人情報の保護)

第14条 本事業で知り得た個人情報は、「社会福祉法人名張市社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき、適正に管理・保護するものとする。

2 協働機関においては、各法令の守秘義務事項を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月 7日から施行する。